

報 道 資 料

静 岡 市

(令和 7 年 10 月 14 日)

◆件名	道路占用料の未徴収(未請求)	
◆覚知日	令和 7 年 7 月 11 日	
◆概要	・静岡市が管理する道路に排水管やガス管、電力線、通信線などを埋設し占用する場合、埋設物の占用者は市からの請求に基づき、「道路占用料」を納付することとなっています。 ・市の請求漏れにより、A 社の道路占用許可物件3件の占用料約140万円が徴収漏れとなっていたことが判明しました。 ・A 社にはすでに事情を説明・謝罪し、3件分の占用料について全額納付していただきました。	
◆経緯と 対応状況	7 月 1 日 A 社から、道路占用許可物件の数量変更申請を受付 7 月 11 日 土木管理課職員が、申請に対する許可手続き事務の処理中に、当該案件に関する占用料が2021年度から市の請求漏れにより未徴収となっていることを把握 8月25日 A 社に事情を説明、謝罪し、併せて占用料の納付を依頼 10 月 3 日 A 社からの占用料の納付を確認	
◆対象物件・額	A 社の占用許可物件3件・額 案件 1: 2021 年度～25 年度分 1,379,690 円 ※発端となった案件 案件 2: 2020年度 3 月分～25 年度分 3,840 円 案件 3: 2024 年度～25 年度分 36,754 円 計 1,420,284 円	
◆原因	・道路占用物件の管理は「道路等占用管理システム」で行っています。 ・システム操作マニュアルの占用料の減免に関する記述が不明確で、担当職員が誤った操作を行ってしまいました。また、処理結果をチェックした職員も誤りを発見できませんでした。	
◆今後の対応	【応急対応】 ・システム操作マニュアルに占用料の減免に関する詳細な記述と入力結果を複数職員で確認する際の重点項目(チェックポイント)等を追記します。また、改訂したマニュアルについて部署内での周知徹底を図ります。 【恒久対応】 ・システムを改修し、入力結果の再確認メッセージが表示されるようにします。	
◆問い合わせ	建設局土木管理課 平岡、白鳥 電話番号 054-221-1491	

※別紙資料 有・無